

福県医発第446号(学)

平成16年5月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康



日本医師会生涯教育制度と学会専門医制度との単位互換性について

標記の件につきまして、別紙のとおり日本医師会より連絡がまいりました。

この度、下記の5学会の専門医更新規則に内容の変更がっておりますので、
本件につきましてご承知いただき、貴会会員にご周知方お願い申し上げます。

記

日本リハビリテーション医学会

日本消化器病学会

日本耳鼻咽喉科学会

日本皮膚科学会

日本糖尿病学会

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

(生 10)

平成 16 年 5 月 19 日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事
橋本 信也

日本医師会生涯教育制度と学会専門医制度との単位互換について
互換内容の変更のお知らせ

時下ますますご清祥のことと存じます。

生涯教育制度の推進につきましては、平素より貴職のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会生涯教育制度と学会専門医制度との単位互換については、平成 16 年 3 月 4 日付日医発第 983 号（生 70）文書に添付しました平成 16 年度生涯教育制度実施要項に一覧表にしてお示ししておりますが、この度、下記の 5 学会の専門医更新規則に別紙の通り、内容の変更があることが判明いたしましたので、お知らせいたします。

貴会にて内容の変更についてご承知いただき、貴会会員に対しても、周知徹底していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

日本リハビリテーション医学会
日本消化器病学会
日本耳鼻咽喉科学会
日本皮膚科学会
日本糖尿病学会

変更後を（新）として、太字で表記してあります。

● 日本リハビリテーション医学会／認定臨床医・専門医（＝指導医）

互換成立についての通知	平成7年10月19日都道府県医師会宛通知
認定更新に必要な単位数	(旧) 10年間に40単位 (新) 5年間に20単位
単位互換の内容	都道府県医師会主催の研修会（事前に指定された講座）：1回1単位
互換できる単位の割合	(旧) 10年間で20単位まで取得可能[取得率(20/40)=50%] (新) 5年間で10単位まで取得可能[取得率(10/20)=50%]
単位取得の証明	参加証

● 日本消化器病学会／専門医 ※

互換成立についての通知	平成2年8月6日都道府県医師会宛通知
認定更新に必要な単位数	(旧) 5年間に30単位（うち学会の総会・大会、本部教育講演会・支部教育講演会のいずれかに1回以上、もしくは支部教育セミナーに2回以上出席が必須） (新) 5年間に50単位（括弧内は同様）
単位互換の内容	(旧) 日本医師会生涯教育講座（消化器病関係に限る）：1回2単位 (新) 同：1回3単位
互換できる単位の割合	特に規定なし
単位取得の証明	参加証

● 日本耳鼻咽喉科学会／専門医

互換成立についての通知	平成7年12月13日都道府県医師会宛通知 変更について平成12年2月10日都道府県医師会通知
認定更新に必要な単位数	(旧) 7年間に350単位以上（1年間に50単位以上） (新) 5年間に250単位以上（1年間に50単位以上）
単位互換の内容	日本医師会、都道府県・郡市区医師会が主催する耳鼻咽喉科領域の生涯研修：1回5単位（2ヶ月前までに申請すること）。著書、論文学会発表、研修会講師も勘案される。
互換できる単位の割合	特に規定なし
単位取得の証明	参加証

● 日本皮膚科学会／専門医

互換成立についての通知	平成9年2月13日都道府県医師会宛通知 変更について平成10年2月17日都道府県医師会通知
認定更新に必要な単位数	(旧) 6年間に120単位 (新) 5年間に100単位
単位互換の内容	都道府県医師会主催の研修会：1回2単位
互換できる単位の割合	(旧) 6年間に12単位取得可能(1年に4単位以内) [取得率(12/120)=10%] (新) 5年間に10単位取得可能(1年に4単位以内) [取得率(10/100)=10%]
単位取得の証明	参加証

● 日本糖尿病学会／専門医 ※

互換成立についての通知	平成9年7月24日都道府県医師会宛通知
認定更新に必要な単位数	(旧) 5年間に30単位(うち20単位以上は学会関係の単位を取得すること) (新) 5年間に50単位(うち35単位以上は学会関係の単位を取得すること)
単位互換の内容	(旧) 医師会主催の講演会で「単位を認定する学術集会に関するガイドラインに沿ったもの」注:1回1単位 (新) 同 :1回2単位
互換できる単位の割合	特に規定なし
単位取得の証明	参加証

注:「単位を認定する学術集会に関するガイドライン」の内容は、糖尿病関連の内容であること、主催に製薬などの企業が関与していないこと、時間が3時間以上であること、3ヶ月前に申請すること、などである。

日本医師会生涯教育制度と学会認定・専門医制度との単位互換について

- ・日本医師会と文書等の取り決めを行った学会【8学会(No.1～8)】 なお、平成6年に成立した外科学会との互換性はなくなった。
- ・文書等による取り決めを行っていないが、各学会の認定・専門医制度施行規則等に日医生涯教育講座等について触れている学会【18学会(No.9～26)】
- ・※のついている学会の専門医はSubspecialityの学会で、内科、外科、小児科、またはそれに相当する学会の専門医資格を有する者が取得できる資格である。
- ・各学会が設定している日本医学会総会参加単位について、および年齢による永続資格については言及していない。

平成16年5月7日現在

No	学会名	呼称	認定更新に必要な単位数等	互換の内容	取得率等	単位取得の証明
1	日本内科学会	認定内科専門医	認定内科医：5年間に25単位 (内科学会が主催するものだけで取得すること) 認定内科専門医：認定内科医更新の上にさらに50単位(合計75単位)	都道府県医師会主催の講習会等(年3回、内科学会の審査を経て事前に指定された講座に限る)：1回2単位	5年間で25単位まで取得可能[取得率(25/75)=33.3%]	参加証
2	日本眼科学会	専門医	5年間に100単位	日本医師会生涯教育修了証(コピー)：1枚2単位	5年間で10単位取得可能(発行年で過去5年間有効となる)。 [取得率(10/100)=10%]	生涯教育修了証
3	日本小児科学会	専門医	5年間に100単位(小児科学会指定講演会への出席30単位は必須)	日本医師会生涯教育修了証：1枚5単位、都道府県・郡市区医師会主催の研修会(事前に指定された講座で、修了証取得に用いた参加証と重複しないこと)：1回3～5単位	生涯教育修了証は5年間で2枚10単位まで	参加証および生涯教育修了証
4	日本リハビリテーション医学会	認定臨床医・専門医(=指導医)	5年間に20単位	都道府県医師会主催の研修会(事前に指定された講座)：1回1単位	5年間で10単位まで取得可能[取得率(10/20)=50%]	参加証
5	日本整形外科学会	専門医	6年間に36単位	都道府県医師会主催の研修会(事前に同学会の自己申告単位研修会注として指定された講座)：1回1単位 注：医師会主催の研修会は、整形外科学会専門医資格継続のための「自己申告単位研修会認定申請書」を整形外科学会事務局から取り寄せ、指定を申受ける手続きが必要。開催4ヶ月以上前申請を厳守のこと。	1年間で1単位まで取得可能[取得率(6/36)=約17%]	参加証
6	日本医学放射線学会	専門医	5年間に60単位	日本医師会生涯教育修了証：1枚2単位	5年間で10単位取得可能(発行年で過去5年間有効となる)。 [取得率(10/60)=約17%]	生涯教育修了証
7	日本泌尿器科学会	専門医	5年間に100単位	都道府県医師会主催の研修会(泌尿器科関連の講座)：1回3単位認定	5年間で2回(2枚の参加証)で5単位取得可能	参加証
8	日本産科婦人科学会	専門医	5年間で日産婦学会の研修出席単位150単位	都道府県医師会主催の研修会(事前に指定された講座)：1回10単位 設定取得単位が150単位に満たない場合に、日医および地区医師会主催の研修会で事前に指定されていない産婦人科領域の講座等への参加や学会発表、論文執筆、医師会活動などの地域医療に貢献する活動などが参考条件になる。	特に規定なし	学会指定シール
9	※日本老年医学会	専門医	5年間に50単位	日本医師会の生涯教育企画(都道府県単位の企画も含む)及びそれに準ずる企画で老年学会が認めたもの：1回2単位	特に規定なし	参加証
10	※日本消化器外科学会	専門医・指導医	学会の業績基準に定められた学術集会、講座等に5年に5回以上参加し、うち学会総会1回以上と教育集会2回以上が必要。	日本医師会生涯教育講座(消化器外科関係に限る)：5年間で2回まで	5年間で2回取得可能[取得率(2/5)=40%]	参加証
11	※日本消化器病学会	専門医	5年間に50単位(うち学会の総会・大会、本部教育講演会・支部教育講演会のいずれかに1回以上、もしくは支部教育セミナーに2回以上出席が必須)	日本医師会生涯教育講座(消化器病関係に限る)：1回3単位	特に規定なし	参加証
12	日本耳鼻咽喉科学会	専門医	5年間に250以上(1年間に50単位以上)	日本医師会、都道府県・郡市区医師会が主催する耳鼻咽喉科領域の生涯研修：1回5単位(2ヶ月前までに申請すること)。著書、論文学会発表、研修会講師も勘案される。	特に規定なし	参加証

No	学会名	呼称	認定更新に必要な単位数等	互換の内容	取得率等	単位取得の証明
13	日本形成外科学会	専門医	1年平均30単位以上（年間最低15単位）、6年間に180単位	日本医師会生涯教育講座：1回4単位	6年間で24単位取得可能〔取得率(24/180)=13%〕	参加証
14	日本リウマチ学会	専門医	5年間に60単位	日本医師会生涯教育講座：1回1単位	特に規定なし	参加証
15	日本皮膚科学会	専門医	5年間に100単位	都道府県医師会主催の研修会：1回2単位	5年間に10単位取得可能(1年に4単位以内)〔取得率(10/100)=10%〕	参加証
16	日本温泉気候物理医学会	認定医	5年間に20単位	日本医師会生涯教育研修会(温泉療法等の内容)：1回1単位	特に規定なし	参加証
17	日本心身医学会	認定医	5年間に50単位(うち25単位以上は心身医学会関連の企画に参加すること)	日医、都道府県医師会の生涯教育企画(事前に認定医制委員会が認めたもの)：1回3単位	特に規定なし	参加証
18	日本病理学会	専門医	5年間に100単位	日本医師会生涯教育研修会(人体病理学関連)：1回5単位	特に規定なし	参加証
19	日本臨床検査医学会 (旧：日本臨床病理学会)	専門医	5年間に50単位(うち25単位以上は臨床検査医学会が企画したものへの参加であること)	日本医師会生涯教育研修会(臨床検査医学関連)：1回2単位	特に規定なし	参加証
20	※日本糖尿病学会	専門医	5年間に50単位(うち35単位以上は学会関係の単位を取得すること)	医師会主催の講演会で「単位を認定する学術集会に関するガイドラインに沿ったもの」：1回1単位 注：「単位を認定する学術集会に関するガイドライン」の内容は、糖尿病関連の内容であること、主催に製薬などの企業が関与していないこと、時間が3時間以上であること、3ヶ月前に申請すること、などである。	特に規定なし	参加証
21	※日本大腸肛門病学会	専門医	5年間に30単位	医師会主催の教育講演・セミナー(大腸肛門病学関連)：1回1単位	特に規定なし	参加証
22	※日本小児外科学会	専門医	5年間に研修会を5回	日本医師会生涯教育講座(小児外科に限らない学術集会)	5年間に2回まで取得可能〔取得率(2/5)=40%〕	参加証
23	日本輸血学会	認定医	5年間に50単位	日本医師会生涯教育講座(輸血関連)：1回2単位	特に規定なし	参加証
24	※日本肝臓学会	専門医	5年間に30単位(学会の総会・大会、支部会等出席5単位が必須)	日本医師会講演会(肝臓関係地方会も含む)：1回1単位	特に規定なし	参加証
25	※日本感染症学会	専門医	5年間に50単位	5年間感染症の診療や学術活動に貢献した者：20単位	特に規定なし	日本感染症学会評議員、所属施設長、地区医師会長、保健所長等が発行する証明書
26	日本消化器内視鏡学会	認定医・認定専門医	5年間に30点以上(うち学会関係分は20点以上必要)	医師会教育講演(消化器関連)出席：1回2点、同演者：2点	特に規定なし	参加証